平成２３年（フ）第１４３９号
神戸市垂水区上高丸２丁目１番７―501号、従前の住所神戸市垂水区北舞子２丁目６番４―501号
債務者　平林　浩子（旧姓西谷）
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２９号
岐阜県瑞穂市牛牧1548番地１、申立時の住所神戸市中央区元町通３丁目12番20―503号
債務者　河合　幸江
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９３号
兵庫県神戸市兵庫区三川口町３丁目６番10号新三川口ビル302
債務者　萩森　優美
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２３号
兵庫県加古郡播磨町二子395番地の１　ソレイユ壱番館Ａ―103号
債務者　藤原　秀郷
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３５号
神奈川県横須賀市小矢部１丁目27番６号
債務者　志賀健二郎
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３９号
神奈川県横須賀市長沢４丁目28番16号　ＨＩＲＵＴＡハイツ203
債務者　木村小夜子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第６６号
神奈川県横須賀市太田和１丁目２番１号
債務者　宍戸　政彦
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第７０号
神奈川県横須賀市追浜町１丁目48番地　メゾニティー鶴見201
債務者　知念　光子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１８号
青森県上北郡東北町字膳前48番地　丸吾アパート５号
債務者　中村　末子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第１１３１号
千葉県市川市鬼高４丁目11番15号
破産者　山本グラビア印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１５号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺７丁目10番５号　さくら荘102号、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目２番50―１号　サンベリーナＡ101号
破産者　松隈　　登
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５９９号
千葉市若葉区小倉町133番地32　眞鍋貴年方、開始決定時の住所千葉市若葉区多部田町754番地22
破産者　今泉　清志
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２６７号
千葉県習志野市実籾２丁目13番８号
破産者　樋田　雅信
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５９６号
千葉県船橋市湊町１丁目８番５号
破産者　杉山　　満
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４２号
千葉県習志野市東習志野５丁目19番４号　アルファーネクストスターフィールド202号
破産者　町田　澄雄
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６号
千葉県船橋市湊町２丁目８番１―804号
破産者　高原　伸介
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５３号
滋賀県愛知郡愛荘町中宿167番地の３
破産者　有限会社シミズフーズ
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第２３７号
奈良県葛城市長尾313番地８
破産者　株式会社関西興業
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係